

## 第15回 森林総合利用協議会 会議録

(平成28年3月28日公開)

- 1 日 時： 平成28年3月10日（木） 午前10時00分～11時00分
- 2 場 所： 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館 410会議室
- 3 出席者（敬称略）  
（委 員） （50音順）  
石原 三義、 磯田 進、 川手 一郎、 木村 靖郎、 窪田 修、  
相馬 保政、 田中 美津江、 内藤 友雄、 宮澤 恭子 以上9名  
（事務局） 江里口林務長、 保坂森林環境部次長、 金子県有林課長、  
佐藤県有林課課長補佐、 功刀県有林課課長補佐、 土地管理担当（2名）
- 4 傍聴人等の数 1人
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 林務長あいさつ
  - (3) 委員紹介
  - (4) 職員紹介
  - (5) 議事
  - (6) 閉会
- 6 会議の内容

前回、委員の互選により選出された木村座長よりあいさつ

(座長)

それでは議事に入ります。議事の第1（北杜市内の送電線）について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

(座長)

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますか。

(委員)

昭和41年当初は貸付面積が3.6haだったが、平成8年以降7.2haと2.7ha、合計約10ha、3倍弱に増えている。これは、送電線の構造とかが変わったと

ということですか。

(功刀課長補佐)

昭和62年に県と東京電力との間で特別高圧送電線貸付に係る協定書を締結するまで、送電線の線下敷は、貸付の対象になっていませんでした。この協定書においてA区域、B区域と区分し、線下敷についても貸付対象となったことで、面積が増えたものです。

(委員)

B区域というのは送電線の下であるにもかかわらず、従来お金を取っていなかったということですか。面積からすると、何の貸付契約もなかったということでしょうか。

(功刀課長補佐)

そのとおりです。

(委員)

本来ですと、送電線の下であれば、距離があるといってもほかに何にも使えないと思うのですが、貸付契約が何らされていなかったということですか。

(功刀課長補佐)

ありませんでした。

(委員)

A区域とB区域の貸付料が大きく違う。これはどうしてなのですか。

(功刀課長補佐)

B区域の貸付料は、協定でA区域の10分の1になっています。

(座長)

ほかに何かございませんか。

(委員)

今回の事案（送電線）の先は、みんな民有地ということでしょうか。

(功刀課長補佐)

そのとおりです。

(委員)

私も当初と途中からの面積が違い過ぎると思います。B区域というのはおそらく(送電線の)地上高との関係で、当初契約では上空の送電線は森林としての利用に対して阻害影響が全くないとの考えから、賃料を払っていなかったと推測されますが、それでも線下敷なのでB区域という設定をされて、何かしらか賃料をいただこうとお感じになったのではないかと。

A区域は送電線との間で距離が保てないので木を植えられない。そのためこの賃料になるのではないかと想像するのです。それでも当初の3.6haがここまで面積が増えているというのは、どういう経緯なのでしょう。

(功刀課長補佐)

まずこの送電線ですが、時代が古く、送電線と地上との距離が20mよりもっと低いところでも、線下敷としてカウントされていなかったということがあります。

次にA区域の立木は鉄塔建設時に売っています。借り受けた側で立木を伐採し、以後、草刈りを繰り返しています。B区域は立木が成長し送電線との距離が近くなって来ると、その都度、支障木として売り払っております。貸地契約時点では立木を売り払わないということでそういった貸付料の違いとなっています。

(委員)

送電線の高さが低くて、地上に対して影響が大きいのは当初からですね。送電線の高さが途中から低くなった訳ではないですね。始点と終点が同じで、送電線の数も増えていないのであれば面積は変わらないはず。B区域の分が増えたのなら6haくらいのはずです。9.9haということは、余分に3haくらいカウントし直したということだと思のですが。

(功刀課長補佐)

当初貸付区域とA区域が一致している訳ではありません。元々、このあたりの立木は大きくなかった。当初と比べ森林が成長したことと、送電線との離隔距離が取れないということで協定を締結し、A区域、B区域といった区分が決まった。線下敷についても面的にカウントして貸付料を取るようになったとの両方の要因があります。

(委員)

要するに、B区域というのはそれまで貸借関係がなかったのでしょう。線下敷は借りていないのだけれども、東京電力さんは使っていた。権利関係が曖昧だったので、県の方でもはっきりさせるようにしたと。一方で、立木もだんだん成長し、離隔距離が取れなくなってきた。それを解決する上で協定を締結して、貸付対象とする面積を増やした。その両方が原因だということですね。

(委員)

模式図を見ると、鉄塔の高さと平均地上高の20mを基に区域を決めている。樹高に関係なくA区域、B区域の取り方は地形的に決まっているのであって、木の成長とは関係ない。木が生えてきたからA区域が増えて、木を伐採したからA区域ではなくなるということではないですね。

(功刀課長補佐)

元々の貸付地は鉄塔の周囲だけでした。そこがA区域と一致していないといった説明をしませんでした。A区域・B区域の説明をするのに資料としました模式図についても、当初区域と面積変更時の区域を説明する資料ではありません。

(委員)

A区域・B区域というのは、送電線と樹木の高さとの関係を言うのですか。

そうではなく、元々送電線敷で3.6ha契約していたのだけれども、東京電力さんとの契約内容を見直すことによって、今まではA区域、B区域も含めて貸している、貸していないという認識がなかったところを明確にしたために、A区域も増えたとしB区域も新しく入ったという意味であったなら理解できます。

(功刀課長補佐)

A区域・B区域という様な区域の取り方をすると決めたのが、昭和62年3月のことでして、それ以降こういった模式図のような考え方をしているということです。

(委員)

それであれば、理解できます。

(委員)

基準となる高さを20mと決めたのは、どうしてなのでしょう。

(功刀課長補佐)

あくまでも基準として、鉄塔敷および、地盤高と送電線の距離が20m確保できない区域をA区域とする。それ以外の線下敷をB区域としたということです。

(委員)

『20m離隔距離が取れないところの樹木は伐採します』そういうことの説明資料ということですね。県有地の立木を東京電力さんが伐採するという説明でしたが、県の財産を東京電力さんが伐採するのに補償はどうするのですか。東京電力さんは伐採するときにちゃんとお金を支払っていますか。

(功刀課長補佐)

支障木の伐採については、現地を調査し、借り受け者に（代金を）支払っていただいております。

(委員)

わかりました。

(座長)

議事の1についてご意見をいただきましたが、このようなところでよろしいでしょうか。それでは、議事の1については以上とさせていただきます。次の議事の2（大月市内の送電線）に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

(事務局説明)

(座長)

事務局の説明が終わりましたが、これについてご意見、ご質問がありますか。

(委員)

今回の案件は、送電線の関係だけということでしょうか。これ以外にも東京電力さんが借地されているところがございますよね。別の契約ということですか。

(功刀課長補佐)

そうです。

(委員)

東京電力さんの発電施設については、日川上流に上部ダムがあって葛野川の下部ダムへ落差700m水を落とし、その間で地下500mに発電所を設けて発電しております。全部で4基の発電機を設置する計画で、現在までにこの内3基が運転しています。

昼間、電力需要の大きい時間帯に発電し、夜間の余剰電力を利用して上ダムへ揚水するもので、建設時には東洋一の落差を誇る発電所として世界的に有名になり、海外からの視察、見学者も数多く受け入れました。

環境への配慮から、施設の多くを地下に設置し、森林の伐採を最小限としたダムでもあります。

山梨県と共に地元としても、工事に協力して参りました。ダム建設後、県有林の巡視と併せ、ダム周辺についても見回りを行っております。この際に土室川上流で護岸工事をした箇所が崩れているとの報告がございました。東京電力さんが対策をしますよう、県からも要請していただきたい。

また、有名な発電所ですから、いまだに見学したいという要請が多く寄せられます。

しかし東京電力さんでは、東日本大震災後トンネル内の施設を閉鎖し、なかなか見学・視察を受け入れてくれない。地上の樹木をほとんど伐採することなく、地下に施設を設置した、県有林の高度利用の模範的な事例ですから、受け入れてくれると有り難い。

歴史的に見ますと、明治時代、東京電灯の時代から、駒橋発電所をはじめとする桂川水系6ヶ所の発電所が相次いで建設され、東京方面へ電気を供給して来ました。市と東京電力さんとの関わりはとても強いものでございます。地元市税収の内、市税の約4割を東京電力さんからいただいてもおりますが、下部ダム周辺のことにつきまして、復旧していただかねばならないことはしっかりと東京電力さんに求めて行かねばと思っています。

(功刀課長補佐)

下部ダム周辺の状況につきましては、確認させていただきます。

(委員)

葛野川線という送電線は、揚水発電所で発電をするために建設されたものだ。今回の案件とは別だが、そのダムで発電するのに必要な施設であるということですね。

このダムは、建設当時、環境に配慮した先進的な工事をしていて、県も地元も協力した。地表の樹木をなるべく伐採せずにつくった自然環境にやさしい施設として県が協力したことは是だが、その一方で当時設置した施設の維持は、東京電力さんの方でしっかりやってほしい。世界的に有名な施設なので是非視察を受け入れてほしい。

葛野川線という送電施設は、揚水発電所が機能するのになくってはならない施設で、自然環境にやさしい発電施設としてつくったものだから、今後とも貸付を続けて良いのではないか。そういうことですね。

(委員)

今回、高圧送電線について貸付料の単価は同じですね。2つとも契約更新で、貸付料の単価が据え置きというのは何故ですか。

また、貸付料の単価は、何年に1回見直ししていますか。

(功刀課長補佐)

電気事業用地の単価につきましては、電気通信事業法施行令の改正というものがあって変わるものですが、平成6年から変わっていませんので、その時の単価がそのまま使われています。

(座長)

電気通信事業法の施行令が変わった時点とか、特殊な事情があった時点とかであれば変わるが、そういったことがなければ変わらないと、そういうことですね。

(功刀課長補佐)

はい。

(座長)

ほかにご覧いませんか。それでは、特にないようですから、議案の2については、以上ということよろしいでしょうか。

それでは議案の3ということで、その他について事務局の方で何かありますでしょうか。

(功刀課長補佐)

特に、ございません。

(座長)

それではご意見等もいただきましたので、これで議事を終了します。委員の皆さん長時間ありがとうございました。

いただいたご意見につきましては、今後の県の施策に反映させていただきたいと思えます。

なお、本日の審議内容は、会議録に取りまとめることとしております。

取りまとめにつきましては、事務局にお願いし、内容等の確認については、座長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

(座長)

ありがとうございました。これをもって座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(以上)